資　料

令和８年（2026 年）８月 18 日
午 後 1 時 ～ 午 後 2 時
於：高層棟4階 特別会議室 及び オンライン
行 政 経 営 部 企 画 財 政 室
都 市 計 画 部 計 画 調 整 室

令和８年度　第２回政策会議

令和９年度（2027 年度）～令和 13 年度（2031 年度）実施計画策定及び令和９年度予算編成の方針を定めるものです。

案

令和９年度（2027 年度）～令和 13 年度（2031 年度）実施計画策定及び
令和９年度（2027 年度）予算編成の方針について（通知）

人口減少が続く我が国において、本市では、転入超過に伴う社会増を中心とした、人口の増加傾向を維持している。このような状況において、堅調な市税収入の下支えの下、第４次総合計画の実現に向けた「重点取組 2023」を積極的に推進していくため、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら持続可能な財政運営を行い、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めてきたところである。

一方で、近年の財政状況に目を向ければ、人件費、物件費、扶助費等の経常経費の著しい増加等を受けた歳出超過の傾向があり、実質収支の黒字確保を財政調整基金の繰入れに依存する状況が続いている。

今後、高質な市民サービスを維持しながら、進行中のプロジェクトを計画通り遂行すると同時に、将来世代に過度な負担を残さない健全な財政基盤を堅持するためには、従来通りの歳出構造を前提にするのではなく、これまで以上に徹底した事業の選択と集中を図り、持続可能な行政運営を進めていく必要がある。

ついては、令和９年度（2027 年度）～令和 13 年度（2031 年度）実施計画策定及び令和９年度（2027 年度）予算編成に当たり、これらのことを全部局の共通認識としたうえで、以下に示す国の動向等も踏まえながら、別添の方針に基づき住民福祉の増進に資する取組を進めることとする。

参考（国の動向等）

国は、本年７月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2026」において、「責任ある積極財政」のもと「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」の両立を掲げた。その中で、人口減少等の課題を克服し、強い地域経済と持続可能な地域社会を構築するため、「地域未来戦略」を強力に推進する方針を示している。

基礎自治体においても、国が一律抑制型の考え方から物価・賃金上昇を的確に反映する方針へ転換することを踏まえ、公定価格の改定、官公需の価格転嫁、自治体ＤＸ等の課題にも適切に取り組むことができるよう、持続可能な行財政基盤を強化することが重要である。

令和９年度(2027年度)～
令和13年度(2031年度)

実施計画策定及び

令和９年度(2027年度)

予算編成の方針

令和８年(2026年)８月18日

令和９年度～令和13年度実施計画策定及び令和９年度予算編成の方針

職員一人ひとりが社会情勢と市民ニーズの的確な把握に努め、将来見通しを持って投資と負担のバランスについて慎重かつ積極的に検討し、限られた人的資源や財源を有効活用できるよう知恵と工夫を凝らし、次の１～４に示す各事項に留意した実施計画の策定及び予算の編成を行うこと。

１　一般的事項

⑴　部長マネジメントによる事業の最適化

部長のリーダーシップの下、「組織の使命及び目指す姿」「財源も含めた５年程度の中期的な計画と目標の設定」「施策の優先性」「事業の選択と集中」の４点を踏まえて検討すること。

⑵　ＰＤＣＡマネジメントサイクルの強化

行政評価結果を踏まえるとともに、新公会計制度財務諸表を活用し、全事業の費用対効果を分析・検証した上で、市民サービスの質的向上と最適化を目指すこと。

⑶　業務プロセスの改善

自治体ＤＸを始めとしたデジタル政策の推進や民間活力の導入等により、市民サービスの向上や、職員体制の持続可能性を考慮した業務プロセス改善を図ること。

⑷　持続可能な職員体制の構築

新たな業務についても、会計年度任用職員を含む既存体制での対応を原則とすること。

⑸　他団体の状況把握

近隣市や中核市等の実施状況を確認する等、他団体の動向の把握に努めること。

⑹　国・府制度との関係整理

国・府制度の拡充や創設等の影響を精査し、市の制度の廃止・縮小を含めた整理を行うこと。

⑺　部局・室課間の連携

実施計画又は予算が複数の部局・室課に関連する場合は、関係者間における合意形成を図り、整合性のある事業内容・予算額とすること。

２　歳入に関する事項

⑴　妥当性の担保

あらゆる資料に基づいて正確に積算し、過大・過小な積算は厳に慎み、適正な財源を計上すること。

⑵　国・府補助金等の確保

- 補助金の活用に当たっては、将来的な負担（ランニングコストへの補助の有無等）について十分に検討すること。
- 国・府の動向を注視し、情報収集に努めること。（国の概算要求の状況、補助金の新設、補助率・内示率の変更等）
- 補助要件に該当するよう既存事業のスキームを見直す等、**補助金獲得に向けた工夫**を行うこと。
- 補助金が廃止・縮小される場合は、**原則として市の事業も廃止・縮小**すること。
  やむを得ず市の単独事業として継続する場合は、**既存事業とのスクラップアンドビルド**を前提とすること。
  なお、継続可否については、実施計画において判断することとする。

⑶　積立基金の活用

後年度の事業費に必要な財源確保のための計画的な積立てを進めるとともに、設置目的に応じた積極的な活用を検討すること。

⑷　自主財源の確保

- 使用料について、施設の魅力や稼働率を向上させることにより利用者の増加を図り、増収に努めること。
- 講座やイベント等における実費相当額の歳入について、人件費や物価等の上昇を転嫁するとともに、民間サービスとのバランスを考慮した**適切な受益者負担額となるよう金額の見直しを検討**すること。
- ネーミングライツ等の**新たな財源確保の手法**についても積極的に検討すること。

⑸　建設予算に係る財源の確保

建設予算に係る事業については、上記⑴～⑷に加え、特に以下の点にも留意し、財源確保に努めること。

- 地方債については、対象事業や充当率、元利償還金に対する交付税措置の有無等を十分に確認し、将来世代に過度な財政負担を残さないよう適切に活用すること。
- 都市計画法に基づく都市計画施設の新設又は市街地開発事業はもちろんのこと、既存の都市計画施設の改修・更新に当たっても、その財源として都市計画税を効果的に活用するため、同法の規定による**事業認可を積極的に受ける**こと。

３　歳出に関する事項

⑴　妥当性の担保

過大・過小な積算は厳に慎み、直近の実績額や国等が示す客観的な指標（最低賃金、消費者物価指数、企業物価指数等）等に基づく合理的な積算を行うこと。

⑵　財政需要の把握

年度途中での補正予算は、法改正及び災害復旧等の緊急を要するやむを得ない場合に限ることを念頭に、**当初予算への計上に漏れがないよう十分に精査**すること。

⑶　持続可能性の確保

- 限られた財源の有効活用及び持続可能な行財政基盤の確保のため、**金額や数量等の精査を徹底**すること。
- これまで実施してきた業務プロセス改善の取組（委託化・デジタル化等）を踏まえた人員コストの最適化、イベントの統合や開催回数の精査、施設の在り方の検討等、**抜本的な見直しによる経費の抑制**を図ること。

⑷　建設予算の取扱い

建設予算に係る事業については、実施計画並びに一般建築物及びインフラ・プラント系施設の各個別施設計画等に基づき計画的かつ効率的に実施することとし、原則として各計画に位置付けられていない新規事業は実施しないこと。

また、各計画に基づく事業についても、実施内容、手法、財源、実施年度等のあらゆる角度から更なる精査を行うとともに、今後５年間の事業費については、原則として、実施計画において見込んでいる事業費の範囲内とすること。

⑸　一般財源について

- 持続可能な財政運営となるよう、一般財源ベースの予算計上額に**『部局別上限額』**を設定する。この上限額は、物価・賃金の上昇や義務的経費の自然増などを考慮して算定している。
- 部局単位で事業の優先順位付けと予算精査を行い、**設定された上限額内に収めること**。
- 財政調整基金の繰入れを縮減するため、上限額内に収まっている部局であっても、**１件ごとに予算査定を行う**。
- 経費の精査や優先順位付けに当たって、扶助費等の義務的経費、法令等に基づく経費、市民・職員の生命や健康を守るための経費（例：熱中症対策）など、**必要不可欠な予算が不足することの無いよう留意すること**。

４　実施計画に関する事項

⑴　妥当性の担保

- 事業の立案に当たっては、ＥＢＰＭ（根拠に基づく政策立案）の観点の下、現状や経過を踏まえた的確な課題認識に基づく検討を行うこと。
- 「市民ニーズの有無」、「有効性」、「効率性」、「公平性」、「持続可能性」などの視点をもって、事業の必要性を総合的に評価し、妥当な内容となるよう精査すること。

⑵　骨格予算編成について

令和９年度は骨格予算編成であることから、新規・拡充事業等に係る政策的経費については、原則として当初予算ではなく、その後の補正予算で計上することとなるが、骨格予算と肉付け予算を区別することなく、**一旦全ての事業計画表を提出**すること。

⑶　実施計画の区分について

実施計画の内容により以下のとおり区分し、まずはフェーズ１に係る取組を優先することとする。

- フェーズ１：①国や府の制度に基づき実施しなければならないもの等の義務的な取組、②建設予算
- フェーズ２：フェーズ１以外の取組（市の裁量で実施するものなど）

⑷　実施計画（新規・拡充等）の取扱い

- 限りある財源を有効に活用するため、新規・拡充事業については、原則として既存取組のスクラップや再構築、又は特定財源の確保等により**創出した財源の範囲内で実施**すること。
- スクラップによる財源確保は、既存取組の縮小や廃止によるものとし、**予算の不用見込額は財源として認めない。**
- **スクラップがない、又は再構築によらない場合は、**取組内容に特段の課題がなくとも、市全体で緊急性や優先順位を考慮した結果、**不承認とすることがある。**

⑸　有効性の検証

- 新規・拡充事業の立案に当たっては、必ず**効果検証指標と検証時期を設定**すること。
- **検証時期において以降の事業継続を判断**し、**想定した効果が得られなかった取組は終了**することを前提とする。